

第2期山形県文化推進基本計画について

1 計画策定の趣旨

平成30年度に策定した第1期山形県文化推進基本計画（計画期間：令和元年度～5年度）に基づくこれまでの取組みの成果や課題、この間の文化をめぐる状況の変化等を踏まえ、今後の本県における文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第2期山形県文化推進基本計画を策定するもの

2 計画の位置付け

- ① 山形県文化基本条例第9条に基づく文化に関する施策に係る基本計画
- ② 文化芸術基本法第7条の2第1項に基づく地方文化芸術推進基本計画

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

4 対象とする文化の範囲

◇芸術	文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）、その他の芸術
◇生活文化	華道、茶道、その他生活に係る文化
◇国民娯楽	囲碁、将棋等
◇芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
◇伝統芸能等	伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能）、年中行事、民俗芸能、その他の地域の伝承文化
◇特色ある文化	精神文化、舟運文化、伝統工芸、地域の食文化、その他の本県の特色ある文化
◇文化財等	有形文化財、無形文化財、その保存技術
◇デザイン	服飾、家具、工芸品、建築その他の物件がもつ文化的価値が高いデザイン

※ 例示されていないものを対象外とするものではありません。
また、新たに創造されるジャンルについても対象とするものです。

5 計画の構成

条例で掲げる基本的施策ごとに施策の方向性を示すもの。

《山形県文化基本条例：文化に関する基本的施策》

- 1 文化の振興等
 - (1) 芸術・生活文化等の振興
 - (2) 伝統芸能等の継承及び発展
 - (3) 特色ある文化の継承及び発展
 - (4) 文化財等の保存及び活用
 - (5) デザインの保存及び活用
- 2 文化に親しむ環境づくり
 - (1) 県民の文化に親しむ機会の充実
 - (2) 文化施設の充実及び活用促進
 - (3) 事業者による文化活動等の促進
 - (4) 文化情報の収集及び提供・発信
- 3 文化をはぐくむ人づくり
 - (1) 県民の文化発信力の向上
 - (2) 子どもの創造性等の育成
 - (3) 高齢者及び障がい者の文化活動の促進
 - (4) 文化の担い手の育成及び確保
 - (5) 顕彰
- 4 文化を活用した社会づくり
 - (1) 文化の活用による地域の活性化
 - (2) 文化の活用による経済の活性化
 - (3) 文化の活用による観光振興
 - (4) 文化に関する情報発信及び交流の推進